

「みどりとみずべの将来ビジョン（原案）」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 意見・情報の募集結果について

令和元年12月23日(月)から令和2年1月23日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「みどりとみずべの将来ビジョン（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、21名(団体を含む)の方から、80件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を資料①のとおり取りまとめました。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
1. 策定にあたって	2 件
2. 湖辺域の将来像	12 件
3. 民間活力の活用	29 件
4. 将来像の実現に向けて	7 件
5. 参考資料編	1 件
6. その他(全体)	29 件
合 計	80 件

3. 主な意見と対応について

●意見を反映したもの

- ・ 農業、水産業への配慮に関すること
→ 「施策・事業展開に当たっての留意事項」に配慮事項を追加
- ・ 各エリアにおけるマネジメント体制に関すること
→ 事業主体、地域住民との連携・協働について記載

●原案のとおりとしたもの

- ・ ビジョンの目標スパンに関すること
- ・ 各エリア区分の設定や導入イメージに関すること

●その他

- ・ 民間活力を活用した施策等への提案に関すること → 今後の参考とする
- ・ 関連施設(公園、道路等)への要望に関すること → 今後の参考とする
- ・ 文言や表現に関する意見や要望について → 文言を追加・修正する

◆今後の予定

➤ 3月末 みどりとみずべの将来ビジョン策定・公表

※令和2年度より本ビジョンに基づき、各種具体施策を展開する。また、現在策定中の県営都市公園マネジメント基本方針を踏まえ、官民連携を推進していく。

◇「みどりとみずべの将来ビジョン（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

資料①

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
1 策定にあたって			
1	P1	本計画において、P11 水際から 200m の範囲をエリア区分していますが、P5 からの保全・利用・活用のエリアも 200m 程度の範囲を想定されているのでしょうか。（範囲が狭く、実際の利用・活用を想定するエリアが含まれないことはないのでしょうか。）たとえば、保全は、200m、利用・活用は 500m とする等、エリア設定を工夫してはいかがでしょうか。	ビジョンの対象範囲については、琵琶湖との関連性も強い範囲において、施策等を検討する方針のもと、湖岸道路を挟み琵琶湖側、内陸側を想定し、水際線から概ね 200m の範囲で保全・利用・活用エリアを設定しております。このため対象範囲については、原案のとおりとします。
2	P1	概ね 20 年後⇒20 年後（2040 年？）では長期すぎないか？10 年後目標でもっとスピーディーな行動が必要ではないか。	ビジョンの策定にあたり、整合を図ることとしている各市の都市計画の基本的方向については、概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で定めているため、原案のとおりとします。
2 湖辺域の将来像			
3	P2	保全の活動イメージの具体内容がわからない。「民間等による保全活動の維持・推進」等と追記してはどうか。	これまで滋賀県で行われてきました地域住民の皆様や民間事業者との連携を含めた維持・保全・再生活動については、「4.1 湖辺域におけるマネジメント」に記載していることから、原案のとおりとします。
4	P3	SDGs の説明文があつてよいかと思います。	ご意見を踏まえ、本頁下部に SDGs の説明文を注釈で追記します。
5	P3	SDGs の視点⇒SDGs = 『持続可能な開発目標』と理解出来る日本語で明記しては？	ご意見を踏まえ、本頁下部に SDGs の説明文を注釈で追記します。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
2 湖辺域の将来像			
6	P3	持続可能な開発目標の目標年度は 2030 年で『みどりとみずべの未来ビジョン』の概ね 20 年後では、ずれが生じているのではないのでしょうか。	本ビジョンでは SDGs（持続可能な目標）の視点を参考にしながら、湖辺域における持続可能な保全・利用・活用の実現に向けた取り組みを進めるものとしております。各種施策、事業の展開に当たっては、「経済」「社会」「環境」のバランスを図っていく考えであることから、これらを踏まえ、目的においても追記します。 各市の都市計画の基本的方向については、概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で定めており、本ビジョンにおいてもこの方向性と整合を図るため、湖辺域における概ね 20 年後の目指すべき将来像を定めています。このことから、SDGs の目標年度との整合を図る必要はないと考えておりますので、原案のとおりとします。なお、本ビジョンは社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを図ってまいります。
7	P3	湖岸公園内に防災マップを設置する等すれば、安心して利用できると思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
8	P4	本ビジョン（原案）の対象に水域は含まないとされていますが、間近で漁業が行われています。漁業への影響が生じないよう、ビジョンの中で記述しておく必要があると考えます。 そのため、2.3 施策・事業展開にあたっての留意点 5) の後に 以下を追記すべき『6) 漁業の営みを踏まえた検討 琵琶湖では漁業が営まれており、湖辺域は漁業活動においても重要な場所です。琵琶湖漁業は古来より琵琶湖の恵みを人々に届け、大切にすることで、琵琶湖を活かし、守ってきました。各エリアでの各種施策や事業等の展開にあたっては、今後も持続的に漁業が行われる重要性を認識し、漁業活動が損なわれないようにします。』	本ビジョンの対象範囲としては、水域を含まないとしておりますが、湖辺域において、各エリアでの各種施策や事業等の展開に当たっては、漁業活動の妨げとならないよう配慮すべきと認識しています。以上のことから、ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 『5) 漁業の営みを踏まえた検討 琵琶湖では漁業が営まれており、湖辺域は漁業活動においても重要な場所です。琵琶湖漁業は古来より琵琶湖の恵みを人々に届け、大切にすることで、琵琶湖を活かし、守ってきました。各エリアでの各種施策や事業等の展開に当たっては、今後も持続的に漁業が営まれる重要性を認識し、漁業活動を損なうことのないよう検討します。』

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
2 湖辺域の将来像			
9	P7-8	今の風景とあまり変わらない印象を受けました。自転車道が、湖岸道路で未整備な区間なのか、湖岸緑地公園にあるのかを明確にしてもらいたいです。	利用エリアについては、周辺環境や土地の大規模な改変を行わず、琵琶湖ならではの雄大な風景も眺めながら、散策や休憩など、湖岸の自然環境を活かした利用を図るものとしています。将来イメージには、現在のところ自転車道は描いておりませんが、より一層多様なイメージが共有されるよう、ご意見については、今後のイメージ検討の際の参考とさせていただきます。
10	P12	私たちは、滋賀県における生物多様性農業の推進を図るべく、活動を続けております。この度、御課でご提出されましたみどりのみずべの将来ビジョンにおかれまして、琵琶湖岸のエリア設定を拝見させていただきましたところ、生物多様性農業が15年以上も定着している東近江市のエリアが「活用」エリアとなっております。生物多様性は滋賀県の財産と考えます。また、地域住民が一体となって進めていることが日本国内でも稀有なところとして、日本の財産と考えます。地域おこし活動が内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞を拝受しているこれらの地区の取組が後退することのないよう、エリア設定につきまして、「活用」エリアから「保全」エリアに変更にならないでしょうか。	本ビジョンでは、施策・事業展開に当たっては「農地の持つ価値や機能の保全」に留意しながら進めるものとしていることから、原案のとおりとします。 なお、ご意見を踏まえ、「2.3 施策・事業展開に当たっての留意点」において、「魚のゆりかご水田の取組」や「農地や生物多様性の持つ価値および機能の適正な保全を図ることを前提に検討する」ことを追記します。
11	P12	沖島の位置づけは、どのようになるのでしょうか。住民の方々への配慮は必要ですが、利用エリアや状況によっては、活用エリアの位置づけも考えられるのではないかと思います。(琵琶湖で唯一、人が住む島です)	本ビジョンでは、琵琶湖の水際線から概ね200mの連続した湖辺域を対象としていることから、沖島は対象範囲には含まれません。
12	P12	大津市の南湖岸は大半活用エリアに区分されていますが、昔ながらのヨシ原や砂浜を再生したり、利用エリアに区分して、市街地からも身近に湖岸を楽しめる場所があっても良いと思う。	本ビジョンでは、保全を前提とした上で、利活用を図ることとしております。また、「2.2 湖辺域の将来像」3)活用エリアでの活動等のイメージで、「利用」的な活用もある」と示していることから、原案のとおりとします。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
13	P12	湖南地域に訪れることが多いのですが、エリア設定はイメージ通りと思います。	ご意見を参考に、各エリアの将来像の実現に向けて、関係市をはじめとする関係者と連携してまいります。
14	P12	エリア区分図⇒琵琶湖の図が分かりにくい。(湖面に各自治体の境界線が記入されている。記入するならば最も細い線で湖部を水色で着色してはどうか?)	ご意見を踏まえ、わかりやすい図となるよう修正します。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
3 民間活力の活用			
15	P13	民活導入とのこと、エリアが広いので事業の持続性が心配です。事業毎が連携して、需要を増やすしくみが必要と思いました。	ご意見を参考とし、民間活力の導入に際しては、短期的なものとならないよう、また、多くの方々に利用していただけるよう、参入される民間事業者や該当市と十分な協議・検討を行っていきます。
16	P13	周遊観光に民活を積極的に導入するのであれば、参入者への優遇措置(予算・税制・金融・法規制等)を具体的に明示したほうがよいかと思います。	本ビジョンでは、民間事業者に参入を検討していただけるよう、「湖辺域での民間活力の導入および手続きに関する主な法制度」を示すとともに、「民間活力の導入イメージ」なども記載していることから、原案のとおりとします。 ご意見を参考に、ビジョン策定後も民活導入に向けて、情報提供に努めてまいります。
17	P13	活用エリア以外でもカフェ等は出店できないのでしょうか。保全エリアは一般に景観資源に優れ、おしゃれなお店の出店希望があるのでは。実際、保全エリア内にも家屋やお店が存在するわけで他エリアよりも条件のハードルを上げ(利用面積の総量規制、委員会の承認等)、柔軟に対応することができればと思う。	本ビジョンでは、県内市町を含む関係者と、湖辺域での保全・利用・活用の将来像を定め、各エリアの将来像の実現に向けて取り組むことを示しています。このビジョンの目的である「持続可能な地域振興・観光振興」に向けて、関係者とともに努めてまいりたいと考えています。 なお、活用エリア以外でのカフェ等の個別の出店については、各法制度や土地利用計画等に基づき、適切に判断されるべきものと考えています。
18	P13	民活の導入後の将来が楽しみです。びわ湖が眺められるカフェ、ビアガーデン等はいいと思います。	本ビジョンの目的である、国民的資産である琵琶湖から享受する恵みを活用した持続可能な地域振興・観光振興に向けて、努めてまいります。
19	P13	「3 民間活力の活用」は活用エリアを基本とした民活について記載されているため、この計画が活用エリアに特化したものという印象を受けました。「3 民間活力の活用」を「3 民間活力等の活用」とし、保全エリア、利用エリアの活用連携する事例として 26～28 頁の内容を入れてはどうかと思います。	「3 民間活力の活用」は、活用エリアを中心に、集客施設等の施設整備を推進するための方針やイメージを記載した章であることから、原案のとおりとします。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
3 民間活力の活用			
20	P17	2.3 施策・事業展開にあたっての留意点での意見と同様、漁業活動に支障が出ないよう、希少生物の記述の前に以下の記述を追記すべき 『また、湖辺域では様々な漁業が行われています。そのため、これら漁業活動を阻害することのないようにする必要があります。さらに、本ビジョンの対象とする琵琶湖岸には、「ふるさと滋賀の…」に基づく…』	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 (追記) 「また、湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意する必要があります。加えて、本ビジョンの対象とする琵琶湖岸には、…」
21	P18	ページの上部に空白の行があるので、削除していいかと思います。	ご意見のとおり修正します。
22	P18-24	これら導入イメージは他の事例等を参考にしていると思われるが、当該地で現実可能な施設・事業と解釈してよいものなのか。実際とイメージとのギャップが生じる可能性はないのか。	民間事業者に対し、6つのモデル地域の環境や特性を提示した上で、導入が考えられる事業を調査しています。ビジョンに示した導入イメージは、この調査結果を踏まえて作成したものです。 なお、湖辺域での事業実施には、法規制を含めて様々な検討課題が考えられますが、その検討すべき課題は、事業内容や希望される場所により異なることから、個別具体の提案があった際に、その実現に向けて、関係機関とともに検討していくべきものと考えています。
23	P18-24	陸に限定されているためやむ無しであるが、本来は水資源の活用（マリンレジャー：釣り、水上バイク等）も考えることができれば、参入希望者も増えるかも？	本ビジョンにおいて水域は対象ではありませんが、マリンレジャー関連施設の整備は考えられるため、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
24	P18-24	漁業活動を阻害しないよう明記しておく必要があるため、希少動植物の記述の前に以下を追記すべき 『・湖辺域では様々な漁業が行われているため、それら漁業活動を阻害しないようにすることが必要』	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 (追記) 「・湖辺域では様々な漁業が営まれているため、これら漁業活動を阻害することのないよう留意が必要」
25	P18	景色がきれいなカフェやレストランができれば是非行ってみたいと思います。ホテル等から近い位置にそういった施設があると、なおうれしいです。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
3 民間活力の活用			
26	P19	移動販売車をレストランのイメージとして用いていいのでしょうか。	本ビジョンでは、飲食を提供する施設のイメージの一例として「地元の農作物を用いたレストラン等」と記載しています。その形態は様々あるため、一例として移動販売車を示しています。このことから、原案のとおりとします。
27	P21	レンタサイクル施設の整備は自転車による利用者の需要があると思うので、良い整備だと思う。鉄道駅のレンタサイクル施設の整備を行うことでより効果があると思う。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
28	P21	「考えられる手続きの一例」の上の空白が無い。他の頁には空白があります。	ご意見のとおり修正します。
29	P22	既存の水泳場付近に既に施設があるが、それらとの違いがわからない。既存施設と導入施設は別のものなのか、それとも、既存施設を斡旋・機能向上することになるのか。	この項目では、導入イメージとして、一例を示しています。 具体には、場所の特性や既存施設の状況を踏まえた検討が必要になるものと考えており、既存施設を活かして機能向上を図る場合もあれば、新設する場合もあると考えています。
30	P22-24	湖岸緑地は無料で利用できるため、よく利用しますが、無料が故にマナーが悪い人もいます。有料のバーベキュー・グランピング施設を設けることで利用者の区分ができたらいいと思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
31	P23	マリン体験施設は魅力的に思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
32	P24	グランピング施設について書いてありますが、ログジの貸し出し等があったらいいなと思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
33	P24	導入イメージのグランピング施設⇒グランピング施設の説明が必要では？（快適さを兼ね備えた新しい体験型施行）アウトドア愛好家は、わかるが一般では理解していないのではないかな？	ご意見を踏まえ、グランピング施設の説明を追記します。 （追記） ・・・グランピング（テント設営や食事の準備を行わず、ホテル並みの設備やサービスを利用しながら、自然の中で快適に過ごすキャンプ）の整備等が考えられます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
3 民間活力の活用			
34	P24	④と同じ内容であれば、1つのイメージにまとめていいと思う。違うものであれば違う点を明記してもいいと思う。	民間事業者に対し、6つのモデル地域の環境や特性を提示した上で、導入が考えられる事業を調査しています。ビジョンに示した導入イメージは、この調査結果を踏まえて作成したものです。 ④と⑥では、同様の導入施設案となりましたが、湖辺域には、環境や特性が異なる地域があることを示した上で、それぞれの地域で考えられる導入施設・考えられる手続きの一例を丁寧を示すため、原案のとおりとします。
35	P13-24	公園管理者である行政だけでは対処しきれない課題が出て来たことで、パークマネジメントが取り組まれるようになり、その中の一つとして民間活力の導入はあります。しかしながらパークマネジメントについては特に触れられず、「時代のニーズに応じたアイデアや企画・運営に係る能力事業を経営的視点から見る経営ノウハウ・民間事業者の投資等による資金」という観点しか民間活力の活用が取り上げられていません。より地域住民に近い立場から、連携・協働を促せるといった効用もあるはずですが、ほぼ施設整備にしか触れられていません。パークマネジメントや、地域住民や行政との連携・協働について触れるべきです。	ご意見を踏まえ、利用エリア、活用エリアにおけるマネジメント体制の一例を示した「4 将来像の実現に向けて」の図において、事業主体や地域住民との連携・協働によるマネジメントであることがわかるよう修正します。
36	全体	県立びわ湖こどもの国は広くて、遊具も豊富で、浜辺でバーベキューもできるためとてもよい施設だと思います。カフェがあればなお良いと思うので、今回の計画でぜひ実現してほしい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
37	全体	なぎさ公園に店があるが、湖岸には店の他に何もない。遊具等多彩な機能を整備してもらいたい。	ご意見については、関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
38	全体	民活施設整備では駐車場整備も同時に行ってほしい。なぎさ公園付近の駐車場は2時間無料だが、長居するには不向きな状態。民活施設の用途やターゲットを考えて、既存駐車場を含めた運用形態を設定してもらいたい。	ご意見については、関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
39	全体	南側に活用エリアが多いが、北側の方が自然が豊富でびわ湖の水質も綺麗なため、北側にも綺麗な景観等をコンセプトにしたカフェ等ができたらいと思う。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
3 民間活力の活用			
40	全体	琵琶湖湖岸は散歩するだけでも気持ち良く、よく訪れます。休日は渚のテラス等、多くの利用者が見られ需要もあるため、公園だけでなく、賑わいのある商業施設が増えると良いと思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
41	全体	目的地に商業施設が1店舗だと、混雑時の選択肢がなくなり足が遠のくので、複数店舗が複合してほしい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
42	全体	琵琶湖へ遊びに行くことが比較的多くあるため、意見を記入させていただきました。概要しか確認しておりませんが、計画は非常に良いもののように感じました。周辺に居住しているわけではありませんので、滋賀県在住の方とは異なる受け取り方となっているかもしれません。個人的には遊びに行く際に琵琶湖周辺にスポットとなるような場所が増えることは歓迎します。特に休憩できるカフェや、飲食店が増えるともっと長時間過ごしやすい環境になるように思います。その反面、琵琶湖は近畿最大の淡水の釣りスポットでもあります。私含め多くの釣り人が出向き、周辺の店でお金を使用するという流れができているように思っております。周辺を整備することで釣り禁止エリアが増えることが懸念されます。釣り禁止でないエリアでも整備されておらず、危険とを感じる箇所もあります。安全に釣りができていたスポットが今回の開発で減ることは残念に思う部分もあります。釣り人用に整備されたエリア等も考慮頂ければ住み分けが上手くできるのではと感じます。子供や初心者も安心して釣りができる場所だけでなく、管理釣り場のように湖の一部を囲い、多くの魚を放す釣り堀のような施設についてもあればいいなと感じたことはあります。周辺にカフェやBBQスポットがあり、合間に気軽に釣りができるような環境があればもっと家族で出向ける空間ができるのではないのでしょうか。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
3 民間活力の活用			
43	全体	琵琶湖（周辺）に以下のような施設があればいいと思います。 ◆仕事を落ち着いてできるレイクビューオフィス。ワークスタイルの変化により、最近では自然の中で仕事ができる環境作り。オフィス兼研修施設（ワーケーション） ◆水辺で1日過ごせる空間。休みの日にレイクビューで読書にふける図書館兼カフェ。 ◆地域振興・観光振興という観点では、大阪・京都を訪れるインバウンド誘致として、琵琶湖ならではの名所作りにこれから取り組む。（例えば、「湖と桜」をテーマに他にはない名所にする。海津大崎の桜を琵琶湖沿いに更に広げる） ◆モノ消費からコト消費が重視されていることから、琵琶湖で体験できる仕掛けが必要。（例えば、鮎やの鮎巻きづくりや滋賀の銘菓の和菓子作りを体験できる等、とにかく体験できるイベントを増やす） ◆湖だからこそ可能なイベントにより琵琶湖を世界に発信する。（例えば、ジェットやウエイクボード、レガッタ等のマリンスポーツの世界大会の開催。）	いただいたご意見については、事業者をはじめとした関係者と情報共有し、今後の施策展開に当たっての参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
4 将来像の実現に向けて			
44	P25-29	P25 の図では行政と事業主体、民間事業者と地域住民の連携協力が記載されていますが、P29 の図では行政と事業主体の関係はいわゆる受発注の関係でしか書かれておらず、また地域住民と事業主体との関係も記載がありません。 行政執行の「効率化、合理化」の観点から指定管理者制度の導入はこれまでも進められてきています。一方で「こうした施設は予算や体制の制約もあり、適切な管理ができておらず、適切な利用が図られていない場所が散見」の記載の通り課題を抱えています。 こうした課題に対処するため「行政と地域住民や活動団体との連携、協働」との記載がありますが、より具体的に書けばこれは1980年頃から国内でも事例が生まれている「パークマネジメント」の取り組みであり、書籍としても2011年に「パークマネジメント」(田代ら著、学芸出版社)が出ている程の取り組みです。そしてその中では特に地域住民と事業主体との関係性が不可欠であることが明記されています。 一例として「行政と地域住民や活動団体との連携、協働」を担う役職を設けた先進事例としては、古河総合公園(茨城)のパークマスター制度(1999年～)が先進事例としてあります。「住民による活気ある公園作りの参考書」(2013年、活気ある公園づくりプロジェクト実行委員会著)は一般販売されていませんが、「行政と地域住民や活動団体との連携、協働」についても書かれた書籍です。 以上より、P29 表下に「※上記はマネジメント体制の一例です。様々なマネジメント体制が考えられます。」と記載されてはいますが、地域住民と事業主体との関係性を記載せず、かつ行政と事業主体を受発注の関係でしか記載しない図を、2019年時点での「将来ビジョン」の事例として用いることが適切なものか甚だ疑問です。いずれも連携・協働を含めるべき関係です。	ご意見を踏まえ、利用エリアにおけるマネジメント体制の一例を示した図において、事業主体や地域住民との連携・協働によるマネジメントであることがわかるよう修正します。
45	P30	地域住民と事業主体との関係性、及び行政と事業主体との関係性に連携・協働を含めるべきです。	ご意見を踏まえ、活用エリアにおけるマネジメント体制の一例を示した図において、事業主体や地域住民との連携・協働によるマネジメントであることがわかるよう修正します。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
4 将来像の実現に向けて			
46	全体	利用エリア、活用エリアについて、事業主体がサービスを提供し、地域住民はサービスを楽しむ、と読めてしまうことを一番懸念しています。パークマネジメントにおいては、地域住民との連携・協働は不可欠であり、単なるサービスを楽しむ側ではないはずです。 尚、湖岸域においては、集落から離れた場所もありますので、地域住民の地域は、場所によってはより広範な地域の住民と捉えることも必要かと存じます。	ご意見を踏まえ、利用エリア、活用エリアにおけるマネジメント体制の一例を示した図において、事業主体と地域住民との連携・協働によるマネジメントであることがわかるよう修正します。
47	P25-30	主体行政が湖辺市となっていますが、山間部の市町との連携、協力して滋賀県全域の計画としてほしい。湖岸緑地での信楽陶器市等のイベントを行ってほしい。	本ビジョンの策定にあたっては、県内全市町等との検討会議で議論を行っています。また、本ビジョンの対象範囲は、湖辺域としておりますが、施策・事業展開にあたっては、湖辺市（琵琶湖辺域に位置する各市）のみならず、湖辺市以外の市町による取組も想定されます。 ご意見については、湖辺域での取組を検討する際の参考とさせていただきます。
48	P25	保全エリアの将来ビジョンについては、現状維持（現在実施している活動報告）の印象で、積極性が感じられない。ヨシの保全は水質改善（農地からの汚濁水の流出）やコンクリート護岸改修の問題等、協同して対処すべき課題と考える。本ビジョンの対象が湖岸 200m エリアに限定しているためか、ほかと連携して保全するイメージもわからない。例えば、保全活動に参加したらポイントがもらえて、指定のお店でポイントが使えとか。	保全エリアは、自然環境の保全を基本とし、景観を含めた周辺環境や土地の改変は原則行わないことを基本的な考え方としています。また、様々な主体が連携して取り組むことが重要なため、「4.1 湖辺域におけるマネジメント」において、一例として行政と民間事業者、地域住民等との連携体制を記載しているところです。ご意見については、今後の参考とさせていただくとともに、保全エリアの将来像の実現に向けた発信や関係者との情報共有に努めてまいります。
49	P26-28	地域や企業が行っている活動を知れていいと思った。	今後も保全に関する様々な取組の発信に努めてまいります。
50	P28	CSR の説明文は、単語が先に記載されている 25 頁に記載するのがいいと思います。	ご意見のとおり修正します。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
参考資料編			
51	参考-2	保全の活動イメージの具体内容がわからない。「民間等による保全活動の維持・推進」等と追記してはどうか。	これまで滋賀県で行われてきました地域住民の皆様や民間事業者との連携を含めた維持・保全・再生活動については、「4.1 湖辺域におけるマネジメント」に記載していることから、原案のとおりとします。
その他			
52	全体	琵琶湖を生業の場とする漁業者の意見を述べます。 1. 全体を通じて 原案ではビジョンの対象は「琵琶湖の水際線から概ね 200mの湖辺域を対象とします。水域は含まない」とされていますが、琵琶湖の水際線是我々漁業者の漁場すなわち生活の場に正に接しているところです。また、琵琶湖の漁業者は漁業活動によって古来より琵琶湖を活かし、守り続けてきました。そのことを踏まえ、ビジョンを策定されるにあたり、以下の事項について充分に認識してください。 ・水際線について 琵琶湖に限らず、漁業の対象範囲は「公共の用に供する水面」および「公共の用に供する水面と接続して一体を成すもの」と漁業法（第3条、第4条）で規定されています。3.4 民間活力の導入イメージ①～⑥の図で示されている水際線は B.S.L. 0.3m となっていますが、琵琶湖水位がこれ以上になった場合、水位に応じた実際の水際線までが漁場となります。従って、琵琶湖の水位に応じて水面となるところは全て漁場となり、陸地であった湖岸でも、増水により水面となったところでは漁業が行われます。また、湖岸の漁業では船上だけでなく陸上から網を入れたり、湖辺を歩行して漁獲することもあります。ビジョンの運用および湖辺域の利活用にあたり、琵琶湖での漁業活動が阻害されることのないようにしてください。 ※) 典型的な漁法としては、春先から湖岸でアユを獲る「追いさで網漁業」があります。	ご意見を踏まえ、漁業への配慮を行うよう、本編「2.3 施策・事業展開にあたっての留意点」の中に「漁業の営みを踏まえた検討」に関する記述を追記するとともに、「3.3 民間活力導入に向けた方針」及び「3.4 民間活力の導入イメージ」においても漁業活動に対する事項を追記します。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他			
53	全体	・エリ漁業について 琵琶湖の湖岸域では「エリ」と呼ばれる小型定置網漁業が営まれていますので、湖辺の利活用によってエリ漁業が阻害されたり漁獲に影響が出ることはないようにしてください。また、エリ漁業は漁業法に基づき知事から免許された漁業権漁業です。従って、湖辺域の利活用によってエリでの漁獲に影響がある場合や、操業に支障がある場合などには、利活用の行為や活動の停止を求め、訴える権利が認められていますので、利活用の関係者は必ず認識されるようにしてください。エリは、現在登録申請中の世界農業遺産（原案４頁）において中核を占める漁法となっています。	ご意見を踏まえ、漁業への配慮を行うよう、本編「2.3 施策・事業展開にあたっての留意点」の中に「漁業の営みを踏まえた検討」に関する記述を追記するとともに、「3.3 民間活力導入に向けた方針」及び「3.4 民間活力の導入イメージ」においても漁業活動に対する事項を追記します。
54	全体	・ヤナ漁業について 安曇川や姉川など琵琶湖に流入する河川の下流部では、湖産アユなど琵琶湖から河川に遡上する魚類を漁獲するヤナ漁業が行われています。ヤナは湖辺域近くに設置されているものもあります。湖辺域から離れているヤナでも、下流の河口やその周辺の湖辺域での人為的な行為や作業は振動、音、物の動きなどで魚の遡上を阻害し、ヤナ漁業に大きな影響を及ぼしますので、湖辺域の利活用によってヤナ漁業に支障が出ないようにしてください。またヤナもエリと同じ漁業権漁業ですので、湖辺域の利活用によってヤナの操業や漁獲に支障がある場合などには、利活用の行為や活動の停止を求め、訴える権利が認められていますので、必ず認識されるようにしてください。	
55	全体	・その他漁業を含む湖岸域の漁業活動について 湖岸域では他にも竹筒や延縄、エビタツベ、前述の追いさで網漁業など各種漁業が行われており、滋賀県漁業調整規則等で漁業が規制された水域以外ではどこでも自由に操業できますので、ビジョンの運用および湖辺域の利活用によって漁業活動が阻害されたり漁獲に影響が出ることはないようにしてください。また、これら漁業活動では湖岸域での漁船の航行や湖岸への着岸、湖辺域の歩行等を伴いますが、これらを含む漁業活動全般が、ビジョンの運用および湖辺域の利活用によって阻害されることはないようにしてください。	

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他			
56	全体	・漁業者が行う環境保全活動について 湖岸域では、漁業者が漂着ゴミの回収や電気ショックカーボートなどによる外来魚駆除を実施して環境や生態系の保全に努めています。ビジョンの運用および湖岸の利活用によって、これらの円滑な活動に支障が生じたり、阻害されることのないようにしてください。	ご意見を踏まえ、漁業への配慮を行うよう、本編「2.3 施策・事業展開にあたっての留意点」の中に「漁業の営みを踏まえた検討」に関する記述を追記するとともに、「3.3 民間活力導入に向けた方針」及び「3.4 民間活力の導入イメージ」においても漁業活動に対する事項を追記します。
57	全体	地図を見る限り、県が推進しナショナルサイクルルート1号に指定されたビワイチのルートと多くが重なる考える。湖北では非常に狭い箇所があり、GWや気候の良い連休時には並走する国道が混むため自家用車が入り込んで車同士の離合ができず自転車も動けなくなる事が多々ある。観光資源として琵琶湖を活用するなら、この際、ビワイチをしまなみ位に走りやすい道に改修する事を計画の中にぜひ取り入れてほしい。ビワイチ推進の部署の人は実際にビワイチを自転車で走ってどこがどのようになっているかご存じなのだろうかと思うルート設定の箇所がある。また、実際に走っている人の声を聞いているのだろうか？しまなみに比べるとまだまだ車の認知度が低く走りやすいルートではないと感じている。この際に一体的に考えていただくことをご検討願いたい。	ご意見については、ビワイチ関係部局と情報共有を図るとともに、今後の参考とさせていただきます。
58	全体	ビワイチはナショナルサイクルルートに指定されていますが、安全かつ快適な自転車走行空間が確保されていないと感じています。自動車との並走区間が多い、自転車通行帯幅が狭い、交差点が危険、舗装が痛んでいる、等。できるだけ早期に安全かつ快適な自転車専用道路を全線で確保したほうがよいと思います。延長が長く、管理者も異なり、沿線住民や利害関係者等関係者も多いと思いますが、インバウンドも含め、自転車周遊関係者の期待も大きいかと思いますのでぜひ頑張って整備していただきたいと思います	ご意見については、ビワイチ関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
59	全体	湖岸沿い道路の自転車道等の整備が中途半端で、自動車・自転車のどちらに乗っていても未だ危険を感じる。この計画の整備と自転車道等の整備の連携は必須だと思う。	ご意見については、関係部局と情報共有を図るとともに、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他			
60	全体	鉄道から湖岸緑地へのアクセスを強化してほしい。県外の友人も気軽に呼べる。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
61	全体	琵琶湖の将来ビジョンの取りまとめに大変感動しました。その中で私自身の感想を述べさせていただきます。 まず滋賀県として一番誇れる琵琶湖の統一したまとまりがないことが残念です。全部を合計すればかなりの広さがある湖岸公園の植栽のバラバラは何なのでしょう。私がよく行く志那中町から烏丸半島の間にいくつかの公園がありますがおよそ統一感が無い。各ブース（あえてそう呼びます）に統一のイメージをもって作り変えてもいいと思います。あるいは四季に合わせた植物・樹木をブース毎に植えてもいいと思います。桜、つつじ、アジサイ、モミジ等。あるいは海津大崎の桜のように琵琶湖を桜並木で一周させるとか、マキノのメタセコイアの並木道のようにするとかです。	ご意見については、関係部局と情報共有を図るとともに、今後の参考とさせていただきます。
62	全体	一昨年歩いて琵琶湖を一周しました。その時感じたのは湖周道路沿いに歩道のないあるいはあっても白線だけで区分してある歩道があつて怖かったということです。湖と道路を区分する歩道を確立することは最低条件です。	ご意見については、関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
63	全体	各ブースや烏丸半島内に設置しているトイレはあまりにも汚く異臭もするところが多い。また休憩するためのベンチや四阿の老朽化も甚だしい。まずは最低のインフラとしてこれらを早急に改善してほしいです。日本人の公共に対する感覚の鈍さかもしれませんが、いったん作れば後は知らん顔というのが多すぎます。烏丸半島の噴水公園、風力発電の風車の故障やそれが原因の撤去、等予算がないからメンテナンスは何かあった時にやる、あるいはボランティアに任す・・・ではだめです。作ったものは誰が管理・維持するかということを事前に経費と共に決定しておくべきです。	ご意見については、関係部局と情報共有を図るとともに、今後の参考とさせていただきます。
64	全体	利用する側にも言えます。特に最近は釣り客のマナーの悪さが目立ちます。ごみの放棄、駐車スペースの利用の仕方等々です。もっと啓発・啓蒙活動をする必要があります。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他			
65	全体	ヨーロッパの宮殿の庭園のような様式美のある公園等が出来たら素晴らしいと思います。 その為には各市町レベルではなく滋賀県としてのリーダーシップを発揮していただきたい。そして周辺行政は TEAM LAKU BIWA のもと全面協力して実行すること。また我々県民もこの素晴らしい琵琶湖の環境を次世代以降も必ず維持するということを前提に利用し自然の恵みを楽しむ必要があります。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
66	全体	湖岸沿いに気になる公園・商業施設が増えると足を止めたくありませんが、湖岸道路は信号が少なく、スピードが出ているため、後続車を気にして非常に駐車しにくいと感じています。駐車場が分かりにくいのと、見つけてもキャンプ場等の施設付近の駐車場は満車になっていることもあり、気軽に足を止めにくい状況を感じます。施設整備と合わせて、車でアクセスしやすい工夫があれば良いと思いました。例えば、駐車場手前で付加車線（右折、左折ポケット）を設けるだけでも、減速・一時停車でき、駐車場の空き具合を確認できるので、足を止めやすく、かつ渋滞・事故のリスクも相当減らせるのではないかと感じます。	ご意見については、事業者や関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
67	全体	左折ですらかなり気を遣うので、遠くからでも駐車場と分かる看板の設置や、減速して溜まれるバスベイ程度の切欠きがあるだけでも違うと思います。	ご意見については、関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
68	全体	湖岸沿いは車アクセスが主となるため、もう少し気軽に利用できる駐車場が合わせて整備されると良いと感じます。	ご意見については、関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
69	全体	バス等公共交通アクセスの整備もあればよいと思います。	ご意見については、関係部局と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
70	全体	琵琶湖の自然を大事にすることには賛成です。しかし、そうしたいならば、むしろ現状を維持し、さらに改善すべきと考えます。不要に賑わい場所を作り、人を集めるのはいかがなものかと思います。他所にない素晴らしい自然をそのまま維持するのが最高の策だと思います。それを滋賀県の県民文化にすべきです。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他			
71	全体	滋賀県はすでに沢山のレジャー施設（自治会や地区に）を有しています。現在、まだ有効利用されているとは言えません。琵琶湖周辺を開発するとローカルが益々寂れていくと考えています。お金を掛けずに現状を有効に使う工夫が必要だと思います。楽しい場所を作っても精々観光客が増えて売り上げ税収が増える程度です。長い目で得策ではありません。観光は京都に任せておけばよいのです。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
72	全体	自然災害の危険があります。明治 29 年には甚大な琵琶湖洪水に見舞われています。温暖化で頻度は高まっているのです。また、琵琶湖周辺は地盤が脆弱です。かつては地盤沈下が起きてムラが消滅した歴史が沢山あります。周辺 200 メートルを避けるとありますが、周辺全体が脆弱です。滋賀県は、近代において大型地震は受けていません。周辺に高いビルがありますが、安全という検証がまだできていないのです。専門家は警鐘を鳴らしています。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
73	全体	財政的に無理があります。インフラのメンテナンス投資を優先する必要があります。沢山の重要インフラが、ライフ 50 年が過ぎています。大事故前に安全を優先すべきです。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他			
74	全体	もっと社会福祉に投資すべきです。貧富の差が大きすぎるのです。一時の楽しみでお茶を濁してはいけません。日本は、めちゃくちゃ社会福祉が遅れています。それもあって所得較差が大きくなっています。投資の方向が間違っています。 企画した皆さんは、人々の幸せにつながると考えてのことであろうと思います。しかし、滋賀県は幸せを追求できていないと思います。もう少し現状を分析して、人々の本当の幸せとは何なのかについて、一定の答えを出さねばなりません。中期計画に幸せとありますが、理念を唱えている人たちが分かっているのです。根本的にそこが問題なのです。更に、説明の所では、賛同者の意見が載せられていますが、あれは「あれば良い程度の意見」だと思います。県民は、本当に何を考えているのかを明確にすべきです。この企画では、ネガティブな意見も掲載すべきです。真の目的を見誤っていると思います。しつこいようですが、当企画は仕事を作り、観光客を増やし収入を増やす施策にしか見えません。そうするとどこかは寂れていきます。近視眼的思考から、もっと長い目で「人々の幸せ」を追求してください。恐らく、幸せはモノやカネではないはずです。人権の世界になるかもしれません。この点を行政の職員は読み誤ることのないようお願いしておきます。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
75	全体	琵琶湖の美しい環境が保全されることにより、多くの人々が訪れるものかと思います。例えば、白髭神社周辺では、外国人観光客の姿を見かけることも多く、近辺には飲食店・カフェ・コンビニが新しくできています。琵琶湖の保全の推進は、結果として産業等の発展につながるものかと思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
76	全体	琵琶湖周辺のスポットを紹介する情報媒体はあまり目にしていないので、ビジョンの策定とともに、さらに広報に力を入れてはどうでしょうか。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
その他			
77	全体	関東出身で仕事で現在関西に来ている私の琵琶湖のイメージは、「日本一大きい湖」「滋賀県民（その他周辺の人も含む）は海水浴場として夏は利用する」「琵琶湖の周りを走るビワイチマラソンというものがある」くらいのイメージで、「ここにいくべき」のような主なスポット（観光）はなかったです。このビジョンを機に、「琵琶湖の〇〇に行ったほうがいいよ」みたいなスポットができればいいなと感じております。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
78	全体	昨年の夏1泊2日で滋賀へ旅行に行った際に、国道を利用し1日目は湖東、2日目は湖西を通り琵琶湖を1周しました。 国道から琵琶湖施設へ誘導するアピールが少なかったと思います。観光ガイドブックに載っているところへ直行してしまいます。また、休憩してお土産を買う施設が少なかったと感じました。広い範囲で整備を進めるのも重要かと思いますが、何か琵琶湖に行くなら絶対ここへ行けといったブランド施設をひとつ大切に育てるのも重要だと思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
79	全体	整備には時間がかかると思いますので、これから家庭をもって社会に出る学生達に意見や検討を求めると良いとおもいました。観光という面で県外からの意見を広く集めると良いとも思いました。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
80	全体	「ビワイチ」がナショナルサイクルルートに指定され、琵琶湖湖周に更に多くの外国人旅行者が訪れることが予想されます。みどりとみずべの将来ビジョン（原案）にて、県内市町を含む検討体制についての記載はありますが、インバウンド観光対応としての受入体制整備（案内サインの多言語化や多言語対応スタッフ等）についても触れてはどうかと思いました。	いただいたご意見については、各市や事業者が事業内容を検討される際に情報提供します。